(iii) 関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一一・〇三一、〇二〇三一一・〇三二、〇二〇三二一・〇二〇、〇二〇三二一・〇三一又は〇二〇三二一・〇三二の品目に該当するSG2産品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(A) 一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第二セーフガード基準輸入価格との差額

(B) 第二代替税率

この(iii)の規定の適用上、

(C) 「第二セーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき三百九十三円に、百パーセントに各年について(i)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(D) 「第二代替税率」とは、次の関税率をいう。

(1) 一年目から三年目までについては、関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇又は〇二〇三二一・〇二〇の品目について日本国の表に定める関税率

(2) 四年目から八年目までについては、一キログラムにつき七十五円

(3) 九年目及び十年目については、一キログラムにつき五十二円五十銭

(c) この10の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(d) 日本国は、十年目の終了後は、この10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

(e) 日本国は、SG2産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

(f) (a)(i)の規定の適用上、アメリカ合衆国からのSG2産品に適用される一年目の発動水準は、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十二パーセントに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

11

(a) 加工された豚肉についての農産品セーフガード措置

日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG3」を掲げる品目に該当する原産農産品（以下「SG3産品」という。）について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。

(i) 一年目については、アメリカ合衆国からのSG3産品の合計輸入数量が、(f)に定める発動水準を超える場合

(ii) 二年目から五年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からのSG3産品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十八パーセントを超える場合

(iii) 六年目から十年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からのSG3産品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3産品の合計輸入数量のうち最大のものの百二十一パーセントを超える場合

(b) (i) SG3産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A) 一年目から三年目までについては、基準税率の八十五パーセント

(B) 四年目から八年目までについては、基準税率の六十パーセント

(C) 九年目及び十年目については、基準税率の四十五パーセント

(ii) この(b)の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分又は従量税である部分から成るものとし、3(c)に規定する関税率は、各部分の基準税率に(i)に定める百分率を乗じて得た率に引き下げたものとして決定される。従価税である部分の基準税率については八・五パーセントとし、従量税である部分の基準税率についてはそれぞれのSG3産品の一キログラムにつき六百十四円八十五銭から一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の六十パーセントの額を減じて得たものとする。

(c) この11の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(d) 日本国は、十年目の終了後は、この11の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(e) 日本国は、SG3産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

(f) (a)(i)の規定の適用上、アメリカ合衆国からのSG3産品に適用される一年目の発動水準は、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十五パーセントに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

12

(a) ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置

日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG4*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、次の条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(i) 一年目から四年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

(A) 一年目については、(f)に定める発動水準

(B) 二年目については、千メートル・トン

(C) 三年目については、千五十メートル・トン

(D) 四年目については、千百メートル・トン

(ii) 五年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTPPの締約国（原署名国に限る。）からのCPTPP原産品であって日本国の表の「実施区分」の欄に「SG4*」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

(A) 五年目については、五千八百八十九メートル・トン

(B) 六年目については、六千百六十七メートル・トン

(C) 七年目については、六千四百四十四メートル・トン

(D) 八年目については、六千七百二十二メートル・トン

(E) 九年目については、七千メートル・トン

(F) 十年目については、七千七百五十メートル・トン

(G) 十一年目については、八千五百メートル・トン

(H) 十二年目については、九千二百五十メートル・トン

(I) 十三年目については、一万二百五十メートル・トン

(J) 十四年目については、一万千二百五十メートル・トン

(K) 十五年目については、一万二千二百五十メートル・トン

(L) 十六年目については、一万三千二百五十メートル・トン

(M) 十七年目については、一万四千二百五十メートル・トン

(N) 十八年目については、一万五千二百五十メートル・トン

(O) 十九年目については、一万六千二百五十メートル・トン

(P) 二十年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を千二百五十メートル・トン引き上げたもの